

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会蕨指定訪問介護事業所運営規程

平成 21 年 2 月 16 日
規 程 第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人蕨市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が開設する蕨指定ホームヘルプステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護および第 1 号訪問事業の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態および要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者（要支援者）」という。）または第 1 号訪問事業にあつては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護および第 1 号訪問事業のサービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

- 第 2 条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(第 1 号訪問事業の運営の方針)

- 第 3 条 第 1 号訪問事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境整備等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスの提供に努めるものとする。
- 2 第 1 号訪問事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者または地域包括支援センターへ報告

することとする。

- 3 第1号訪問事業のサービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 蕨指定ホームヘルプステーション

(2) 所在地 蕨市錦町3丁目3番27号(蕨市総合社会福祉センター)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び適切な業務が行われるよう運営を総括する。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う

ア 訪問介護計画または訪問型サービス計画書の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。

イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等との連携に関すること。

ウ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標および援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

エ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員 10名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護、第1号訪問事業の提供にあたる。

(4) 事務職員 1名以上(兼務)

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、蕨市等が定める額(月単位)とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- (1) 訪問型サービス費 (I) 1週に1回
- (2) 訪問型サービス費 (II) 1週に2回
- (3) 訪問型サービス費 (III) 1週に2回を超えた場合

3 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護並びに第1号訪問事業を提供した場合の交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車又はバイクを使用した場合には、次の額を徴収する。

- (1) 事業の実施地域を越えてから、片道2 km以上10 km未満 150円/回
- (2) 事業の実施地域を越えてから、片道10 km以上 200円/回

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書(重要事項説明書)で説明した上で支払いに同意する旨の署名(記名押印)を受けるものとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(第1号訪問事業にあつては地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定訪問介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、蕨市の区域とする。

(個人情報保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(秘密の保持)

第12条 職員は、正当な理由がある場合を除くほか、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、職員でなくなった後においても同様とする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第15条 事業所は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

- (3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 年1回以上

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業者は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

- (2) 継続研修 年1回以上

2 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第18条 この規程に定めるほか、事業の運営に必要な事項は、理事会が定めるものとする。

附 則（平成21年2月16日規程第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規程第4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第6号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月25日規程第8号）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和2年1月15日規程第1号）

この規程は、令和2年1月15日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第5号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月31日規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4項及び第13条から第16条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月30日規程第15号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。